

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚 3-9-3 ルネマンション千塚 1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

最低賃金引上げに向けた支援策が公表されました

◆令和 8 年度の最低賃金改定額

今年度の最低賃金改定額の答申は、47 都道府県で 54 円～65 円の引上げとなりました（本年 10 月 1 日から 12 月 2 日までの間に順次発効）。全国加重平均は 1,177 円（昨年度 1,121 円）で、全国加重平均額 56 円の引上げは、過去 2 番目の高さです。

山梨県の場合は、1,113 円の地域別最低賃金となり、61 円の引き上げとなります。発効日は 11 月 1 日になる予定です。

◆最低賃金引上げに関する国の支援

厚生労働省と経済産業省（中小企業庁）は、影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する支援を連携して実施しています。例えば経産省では、各種補助金について、補助上限の引上げや加算措置を実施しています。なお、助成金・補助金の組合せ利用も可能です（同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可）。

◆業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

◆キャリアアップ助成金

最低賃金改定に伴う賃金規定等の改定をし、非正規雇用労働者の基本給を 3 %以上賃上げする場合に、「賃金規定等改定コース」が利用できます。

◆賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件の下、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です（令和 9 年 3 月 31 日開始事業年度まで）。



で）。

◆デジタル化・AI 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツールの導入を支援します。

【参考】

中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」

<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>

厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiyun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

9 月 1 日から！ 時間外労働等に係る相談・支援および監督指導の見直し

◆時間外労働等に係る監督指導の見直し等を公表

厚生労働省は令和 8 年 8 月 19 日、「日本成長戦略」や「経済財政運営と改革の基本方針 2026」の内容を踏まえ、本年 9 月 1 日より、全国の働き方改革推進支援

センターおよび労働基準監督署において、①36協定の締結等に関する相談・支援の充実、②労働基準監督署における対応の見直しに取り組むことを公表しました。

◆36協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、柔軟な労働時間制度の導入等を支援する「専門相談窓口」を設け、また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署（労働時間相談・支援班）とのチームにより、36協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型の訪問支援を行うとしています。なお、よろず支援拠点等との連携により、経営課題に関する相談にも対応できる体制を構築するとしています。

◆労働基準監督署における対応の見直し

残業を月 45 時間以内とするよう求めてきた一律の指導を見直し、各事業場が 36 協定で定める健康確保措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行うこととしています。個々の事業場の実態を踏まえ、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行うとしています。

◆具体的な内容については注視が必要

上記見直し等による具体的な変化については、今後明らかになるでしょう。自社の労働時間管理や過重労働対策に関する取組みについて、改めて確認してみるのも一案です。

【参考】

厚生労働省「時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導を見直します」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75454.html

10月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

11月2日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

この時期における中小企業にとっての関心事は、やはり、最低賃金の金額ではないでしょうか。

昨年やっと1,000円の大台に乗った山梨県の最低賃金は、今年は1,113円になりました。全国トップの東京都の最低賃金は1,280円ですから、167円の開きがあります。神奈川県は1,279円です。

山梨県と東京、神奈川の県境でコンビニを経営する経営者は、大変苦勞をしているという話を聞いたことがあります。

県内の事業主の皆様は、またそれとは違った苦勞があることと思います。

一方、最低賃金法の目的について触れたいと思います。

最低賃金法では第一条で同法の目的を次のように述べています。「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」つまり、最低賃金を公定する目的には、①労働者の生活の安定、②労働力の質的向上、③事業の公正な競争、及び④国民経済の健全な発展という四つの側面があるということであります。

言葉を変えて言うと、自分の会社の従業員の方々が、安心して働き、良質な労働を提供してもらい、より良い会社を目指して働いてもらうためには、せめて、最低賃金の確保はしてゆきたいものです。

もっと良い仕事をして、豊かな暮らしを支えているのは事業主の皆様には他ならないのではないのでしょうか？

物価も上がり、金利も上がっていく昨今では、昨年並みの生活をしてゆくのもままなりません、「最低賃金だけ」で生活を守るのではなく、税・社会保障・教育費なども含めた総合的な生活保障とセットで考えるべき制度だと考えます。

岡